

いまこそ、障害者基本法の改正を

怒りを超えてばかばかしくなってしまうほどの「各省庁、地方自治体による障がい者雇用水増し問題」、恐ろしいほどの人権侵害である「旧優生保護法下における強制不妊手術問題」、日本だけでなく世界を震撼させた「津久井やまゆり園障がい者殺傷事件」など。この数年間のこうした訴訟や事件などからもわかるように、障がいのある私たちが安心して、自分の可能性を広げながら生きていける日本とは、とてもいえない状況にあるといっても、決していい過ぎではありません。

日本は、**2014年に国連障害者権利条約を批准した国**です。しかしながら、条約の理念や謳われている権利条項に、行政ですら、正面から向き合っていない現実を直視しなければなりません。

さて、2020年、国連障害者委員会による、日本に対する「障害者権利条約審査」が予定されています。昨今の障がい者を取り巻く諸課題、日常生活の中での不十分な合理的配慮の現状などを考えるとき、日本の障がい者施策のベースになっている「障害者基本法」を、障害者権利条約に少しでも近づけていく必要があります。

いまこそ、**批准国として恥ずかしくない障害者基本法の改正**を実施すべきです。

改正すべき条項

- ・以下の条文から、「可能な限り」という文言を削除してください。

第3条（地域社会における共生等）第2号

「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。」から、“可能な限り、を削除してください。障がいの有無にかかわらず、何人も法の下に平等であるはず。政治的、社会的、文化的、経済的、市民との関係を含むあらゆる活動に参加する機会の均等が保証されなければなりません。そうした機会均等の保障を「可能な限り」として、制限することは権利条約に反します。

第14条（医療、介護等）5項

「国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。」から、“可能な限り、を削除し、障がいのある人が「地域生活を可能にするあらゆる支援」という視点を盛り込んだ改正が必要です。現行の条文は、財政負担、介護人材の確保が難しくなったときに言い逃れるための理由づけでしかありません。「医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供」だけで、障がいのある人の地域生活のすべてがまかなえるわけではありません。一定の受益者負担（たとえば、無償又は負担しやすい費用）も必要でしょう。そこで、「地域生活を可能とする支援（医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供等）」と文言を改め、「地域生活支援」の実施を明確に規定すべきです。

第16条（教育）

文部科学省は、現行の原則分離教育の特別支援教育を「日本独自のインクルーシブ教育」と、国会答弁でも強弁を張っています。では、そもそも「インクルーシブ教育」とは何なのでしょう？ 障がいの有無にかかわらず、あらゆる段階の教育制度において、障がいを理由に差別されない、すなわち障がいのある人とない人が「同じ空間でともに学ぶこと」のできる制度・環境・機会を保障することです。我が国の現行の特別支援教育はインクルーシブ教育ではないことを認め、第16条のすべての条文から、障がい児・者の能力による制限と、“可能な限り、という文言を削除してください。また、「国及び地方公共団体は、障害者が、差別なしに高等教育、成人教育及び生涯学習を受けられるよう必要な措置を講じなければならない。」という条項を追加してください。

第17条（療育）1項

「国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。」から、“可能な限り、を削除し、現行規定に「生活する身近な場所」を付け加えてください。「可能な限りその身近な場所」という現行規定は、可能でない場合には親と切り離された環境での療育を認めることになります。親と切り離されない療育環境の整備を施策として実施してください。

・障がいのある人への権利保障を明確にしてください。

第19条（雇用の促進等）

雇用の機会均等はきわめて重要なことです。募集、採用および雇用の条件、雇用の継続、昇進ならびに安全かつ健康的な作業条件について、障がいを理由とした差別は認められません。たしかに、障害者雇用促進法の改正により、「事業主による適切な雇用管理」については、差別の禁止と合理的配慮の提供が盛り込まれました。しかし、これまでの障がい者雇用の課題はまだ積み残されたままです。福島県のある地方自治体では、近隣の月ぎめ駐車場が借りられなかった障がいのある職員に敷地内の駐車場を使わせていたことを、「えこひいき」と騒ぎ立てた職員がいじめ行為をしたことで、やむなく退職したという事例がありました。現行の「障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない」を、「障害者の優先雇用、障害者の特性に応じた必要な配慮と労働条件等の確保その他の施策を講じなければならない」に改めてください。

第20条（住宅の確保）

障がい者が住み慣れた地域で地域生活を始める最初の段階で障壁になるのが、住宅の確保です。不動産業者の団体は、障がいを理由に差別していないと国土交通省のヒアリングに回答していますが、業者は差別をしていなくても、大家さんが障がい者には貸したくないと判断すれば、借りられないのが現状です。障がいの有無にかかわらず、“どこで誰と暮らすかを選択すること、”は基本的人権の1つです。それが現行規定には盛り込まれていません。さらに、「障がい者のための住宅」を確保すると現行法は規定していますが、いま本当に求められているのは、ユニバーサルデザインの考え方に基づく住宅整備です。それもはっきりとは書かれていません。公営住宅における重度の障がい者の単独入居を制限しても差し支えないとする運用を改めると同時に、民間も含めたユニバーサルデザイン（障がいの有無で利用が分け隔てられることなく利用できる）住宅の整備を明確に規定してください。これからの高齢化社会を考えても必要なことです。

第27条（消費者としての障害者の保護）

知的障がい者が、本人の同意もなく第三者がクレジットカードを契約、多額の電化製品を購入させられ、本人のもとに商品がないにもかかわらず、購入代金の支払いを請求されたという事例が福島県内でも起こっています。さらに、消費生活センターの相談窓口が電話対応のみで、言語障がいのある人の相談に十分対応できていないなどの課題もあります。消費者である障がい者の保護は、地域生活を営むうえできわめて重要なことです。現行法では、“障がい者の特性に応じた、適切な情報の提供とは規定されていません。障がい者の特性に応じた情報提供、相談が受けられる体制、ことに視覚障がい者への点字や音声データでの情報提供、聴覚障がい者に対するメール・ファックスでの消費者相談の体制を整備するために、必要な法改正を実施してください。

第28条（選挙等における配慮）

投票所のバリアフリー化は徐々にではありますが進んでいます。県内でも、自分の意思で候補者を選択しているかわからないと選管職員が判断し、知的障がい者の投票が認められなかったなど、投票の方法に関する合理的配慮がまだまだなされていません。公職選挙法第46条の2では、地方自治体の議会や首長の選挙に限って、記号式投票を認める規定があるにもかかわらず、限られた地方の限られた選挙でしか認められていません。記号式投票も含めた投票方法の改善を明記してください。さらに、立候補の届出、選挙期間中の選挙公報や投票・投票所での情報提供といった、選挙権・被選挙権の行使についての情報保障が十分ではありません。障がいを理由に立候補する権利と、投票する権利が奪われることはないのですから、必要で適切な合理的配慮が提供されるよう規定してください。

第29条（司法手続における配慮等）

たとえいかなる障がいがあっても、司法手続においては平等に取り扱われるべきです。犯罪を犯した障がい者は、いかなる理由があつたとしても、正当な裁きを受け罪を償うべきです。さらに、民事事件や行政事件において、原告・被告のいずれを問わず、必要な弁明の機会が与えられるべきです。そうした観点から、現行の条文の「関係職員に対する研修」を“司法の分野に携わるすべての者、”と規定しなおすべきです。裁判官・検察官を含むすべての司法分野で働く公務員に対して、障がい特性への理解と、逮捕・取り調べ・裁判の各段階での意思疎通支援の活用がなされるような研修を実施すべきです。知的障がい者への意思疎通支援を誘導尋問だと判断する検察官や、手話通訳の派遣に理解を示さなかった警察官がいることに愕然としました。必要な研修を受けさせることが、国の義務であると考えます。

新たに盛り込むべき条項

○合理的配慮の定義（第1条関係）

障害者差別解消法が施行されたことにより、障がい者に対する差別に関する理解は深まっています。しかし、最近の事例を検証すると、いわゆる合理的配慮がなされないことにより、サービスが利用できないといったトラブルが生じています。これを受けて、障がい者の差別解消を実質的に保障するためにも、障害者権利条約の規定を参考に、障害者基本法にも合理的配慮の定義規定を置くべきです。

○差別禁止の明確化（第4条関係）

いわき市に暮らす視覚障がい者が、とある喫茶店に盲導犬といっしょに入店しようとしたところ、ペットかどうか分からないとして入店を拒否されたとの話を聞き、驚きました。盲導犬に関する法律を理解していないから、こうしたことが起きているわけではありません。いわゆる障がい者に起因する社会的不利を補う手段の利用（ここでは、盲導犬を連れていること）を理由に、障がい者を不当に差別していることとなります。現行法では、こうした点を差別として禁止する条項がありません。さらに、障がい者に対する虐待、障がい者を理由とした精神的苦痛やいじめの禁止も盛り込まれていません。法律があるからそれでいいと言うわけではありません。車いす利用者の入浴を拒否した銭湯も都内にはあります。第4条に直接差別と合理的配慮の欠如のみを規定するのではなく、間接差別と虐待の禁止を明確に規定すべきです。

○女性障がい者の権利（新設）

女性障がい者は、障がいのある女性として差別を受けるだけでなく、女性であることから性差別も受けています。簡単にいえば、障がい者差別だけでなく、女性差別の対象にもなりうるということです。こうした複合的差別を受ける可能性のある女性障がい者について、その実態の把握と差別解消に向けた必要な措置がとられるよう、新たな規定を設けるべきです。

○ユニバーサルデザインの普及促進（新設）

災害時を含めた社会のあらゆる場面で、ユニバーサルデザインを普及することは、日本がこれから迎える少子高齢化社会においても重要なことです。トイレが広くなり、階段がスロープになり、床に段差がなくなること。シャンプーとリンスの区別が簡単にできるボトルを採用すること。施設内の設備等を音声で案内してくれること。わかりやすい料金体系の携帯電話会社がサービスを開始すること。これらのことを否定する障がいのない人はいないと思います。そして、こうした商品の生産、施設の設置、環境の整備、サービスの設計、行政の広報活動などの普及・促進のため、ユニバーサルデザインの考え方を明示した規定を設けるべきです。

○意思決定支援と権利擁護（新設）

いかなる障がいがあっても、自分の意思を表明し、たとえ親であっても自分の意思とは違う決定をされるべきではありません。障がい者であっても、嫌なものは嫌なのです。しかし、わが国で生きる多くの障がい者が自分の意思を表明する機会は限られ、親や福祉関係者の「あなたの将来を思っているから…」という情に流されて、不当な意思決定が行われてきた長い歴史があります。そこで、障がいにより自らの意思を表明できない者への意思決定のための支援者の支援と、その決定について家族、友人、法定代理人などのほか、第三者が客観的評価できる仕組みを設けるとする規定が必要です。さらに、その意思決定により障がいのある人の権利利益が侵害されないよう、相談体制が構築されるような制度をつくるべきで、これこそが障がいのある人への権利擁護です。

○精神障がい者（新設）

世界の精神病床数の約3分の1を保有する日本。さまざまな理由から、長期的な社会的入院がまかり通っている精神医療。精神障がい者に対する社会的な偏見と差別はいまだに続いています。これで本当によいのでしょうか？ 日本の精神科病院は民間病院が多いから、病床数を減らすことは病院を閉鎖しろということだという意見もあります。精神障がい者の多くは犯罪者でも薬物中毒患者でもありません。必要な治療と適切な服薬、十分なカウンセリングの体制があれば、地域生活が営めます。計画的な精神病床数の削減と、通院・在宅医療のための体制整備し、地域社会に精神障がい者を受け入れるための施策を充実させる規定の新設を強く求めます。

○防災（第26条関係）

高齢者ばかりでなく障がい者も、防災という視点からは要援護者とされ、避難させることを優先するという観点でしか見られていません。しかし、東日本大震災と東京電力福島第1原子力発電所の事故による広域避難を経験した福島県に暮らす障がい者として、ただ避難することだけが重要なのではないということを主張したいと思います。緊急的な避難、避難所での生活はもとより、仮設住宅、災害公営住宅、その後の生活再建、復旧の際のインフラ整備、復興計画。災害が起こったとき、その事前と事後で必要となる支援が計画的に整備され、復旧や復興の計画立案にも障がいのある人が参画できる仕組みを整備する規定を設けるべきです。障がい者の意見を聞かずに、仮設住宅、災害公営住宅の整備をしないことを明確にしてください。